

12月定例総会議事録

1. 開催日時 令和4年12月12日（月）午前10時～10時43分
2. 開催場所 宇部市男女共同参画センター・フォーユー 3階 軽運動室
（宇部市琴芝町一丁目2番5号）
3. 出席委員 会長 原田 秀一
職務代理 上田 直樹
委員 伊藤 多美恵、河崎 貫一郎、村田 信男、内山 信行、
村田 高子、岡田 保子、落合 直巳、阿部 利男、
関谷 利彦、正司 浩幸、富永 茂巳、磯部 恵子、
大草 知子・・・（15人）
4. 欠席委員 河村 守浩、野村 文雄、田中 修・・・（3人）
5. 議事日程
第1 議事録署名委員の指名
第2 付議事項
議案第1号 農地法第4条の規定による転用許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について
議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第4号 非農地証明申請について
議案第5号 農用地利用集積計画（案）の審査について
議案第6号 農用地利用配分計画（案）の意見について
第3 報告事項
報告第1号 農地法第18条の規定による賃貸借契約の解約通知について
報告第2号 農地法施行規則第29条に該当する転用届について
6. 事務局 河村局長、石川局長補佐、縄田係長

議長： 定刻となりましたので、12月の定例総会を開会します。
事務局から諸般の報告をお願いします。

事務局： それでは諸般の報告をします。
本日の出席人数ですが、ただ今の出席委員は15人です。欠席は3名となっています。
本日の議事は、議案第1号から第6号までの付議事項26件及び報告事項2件です。
以上で報告を終わります。

議長： 本日の委員18人中15人出席ですので、総会は成立しています。
本日の議事録署名委員については私から指名します。西岐波地区の磯部委員、楠地区の岡田委員をお願いします。
なお、書記については、事務局職員に対応させます。
ただ今の事務局報告に質疑等はありませんか。

（質問、意見なし）

議 長： 議案第1号、農地法第4条の規定による転用許可申請について、地区単位で一括して上程します。事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は1ページの西岐波地区の議案、13番と14番について説明します。13番については、訂正表のとおり訂正があります。
いずれの議案も、事前質問はありませんでした。また、基準書に記載のとおり、いずれの議案も立地及び一般基準の許可要件はすべて満たしています。

議 長： 西岐波地区の2件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 採決に入ります。西岐波地区の2件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、13番、14番は許可します。
次に議案第2号、農地法第5条の規定による転用許可申請について、地区単位で一括して上程します。事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は2ページの上から1番目から4番目までの旧市地区の議案、128番から131番までの4件について説明します。
いずれの議案も、事前質問はありませんでした。また、基準書に記載のとおり、いずれの議案も立地及び一般基準の許可要件はすべて満たしています。

議 長： 旧市地区の4件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 採決に入ります。旧市地区の4件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、128番、129番、130番、131番は許可します。事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は2ページの下から2番目の厚南地区の議案、132番について説明します。
本件について、事前質問はありませんでした。また、基準書に記載のとおり、立地及び一般基準の許可要件はすべて満たしています。

議 長： 厚南地区の本件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 採決に入ります。厚南地区の本件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、132番は許可します。事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は2ページが一番下から3ページの上から3番目までの西岐波地区の議案、133番から136番までの4件について説明します。134番と135番について、申請後に代表者変更届が提出されています。

いずれの議案も、事前質問はありませんでした。また、基準書に記載のとおり、いずれの議案も立地及び一般基準の許可要件はすべて満たしています。

議 長： 西岐波地区の4件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 採決に入ります。西岐波地区の4件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、133番、134番、135番、136番は許可します。事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は3ページの上から4番目の小野地区の議案、137番について説明します。訂正表のとおり、面積欄及び転用目的欄に訂正があります。

また、営農型太陽光発電設備は、初めての案件ですので本日配布した資料により簡単に説明します。

まず「営農型太陽光発電」とはどのようなものかということ、農地に支柱を立てて、営農を継続しながら上部の空間に太陽光発電設備を設置することにより、農業と発電を両立する仕組みを言います。

この農地転用の対象となるのは支柱の基礎部分であって、一時転用の許可が必要となっています。これは一時転用許可ですので、条件を満たせば農用地、第1種農地にも設置可能です。本件は農用地への設置となります。

農地転用の時の主な取扱い方法の内容ですが、一時転用許可に当たり、次の項目をチェックすることとなります。

まず、一時転用期間が一定の期間となっているかということです。

一定の期間というのは、転用農業者が認定農業者等の担い手なのか、農地がどのような状況なのかによって異なります。認定農業者等の担い手が営農を行う場合、荒廃農地を活用する場合、第2種農地又は第3種農地を活用する場合は10年となり、それ以外の場合は3年ということになります。

次に、下部の農地での営農の適切な継続が確実かということです。

営農の適切な継続というのは、「下部の営農が行われていること」、「生産された農作物の品質に著しい劣化が生じていないこと」、「下部の農地の活用状況が次の基準を満たしていること」であり、これは荒廃農地の再生の場合とそれ以外の場合とは異なり、荒廃農地を活用した場合は、「適正かつ効率的に利用されていること」となっています。それ以外の場合は「平均的な単収と比較しておおむね2割以上減収をしない」ということが条件となっています。

その他にも、「農作物の生育に適した日照量を保つための設計であるか」、「効率的な農業機械等の利用が可能な高さ(最低地上高2m以上)であるか」、「周辺農地の効率的利用等に支障がない位置に設置されているか」等を審査することになります。これは期間を設けての許可となりますので、再許可が可能となっています。

再許可の場合には、従前の転用期間の営農状況を十分勘案し判断することになっています。

また併せて、年に1回、農作物の生産等に支障が生じていないかをチェックする事になっています。毎年報告する際は、試験研究機関等の知見を有する者からの意見書を添付して提出となります。

また、通常の許可条件に加えて、営農の適切な継続が確保されていること等の条件を付けることとなります。以上で説明を終わります。

本件について、事前質問はありませんでした。また、基準書に記載のとおり、立地及び一般基準の許可要件はすべて満たしています。

議 長： 小野地区の本件について、質問、意見等ありますか。
本件は営農型太陽光発電の下でどのような営農をされるのでしょうか。

事務局： 牧草を肥培管理するということです。

議 長： 本件は「2割以上減収しないこと」には該当しないということですか。

事務局： 本件は荒廃農地を再生利用した場合に該当しますので、「適正かつ効率的に利用されている」という事がチェック項目になります。

議 長： はい。分かりました。申請者もいろいろな事業をやっておられますが、規模を拡大される可能性はあるのでしょうか。

事務局： 今後の予定については聞いていません。

議 長： はい。分かりました。
他に質問はありませんか。営農型太陽光発電は宇部市では初めてですね。

事務局： 初めてだと思います。

議 長： 山口県でも初めてではないですか。

事務局： 県農業会議に確認しましたところ、これまで4件があると聞いています。ただし、牧草を肥培管理するのは今回が初めてと聞いています。

議 長： 山口市で1件ありましたね。

事務局： 山口市、下関市、萩市に該当があります。

伊藤委員： 機械が下に入るのですか。

議 長： 大型機械が下に入ります。
山口市でこういう営農型がありますが、生産が予定どおりにいかないと問題になっているようです。今回は荒廃農地ですから、生産量の条件はありませんが。

大草委員： 安全性の確認なんですけれど、いくら牧草であっても最終的には私たちの口に入るものですよね。牛が食べて人が肉を食べますから。

上の太陽光発電にどのような物質があるか分からないのですが、もし漏れた時、それが下に落ちるわけですよね。そうすると牧草にしろ、稲にしろ、野菜にしろ、それを浴びて、それがまた人に入ります。

上に、化学物質、ベンジン、電線、そういう異物があるのは自然から程遠いですよ。劣化して物質等が落ちてきた場合、長い目で見ると、それが人体に影響を及ぼす可能性があると思います。

専門家の意見を聞くようになっていますが、いろんな物質に関して、ガイドラインのようなものがあって、これとこれを測定して、この作物は大丈夫だというものがあるのでしょうか。

最終的には人の口に入りますから、その点を知りたいです。

議 長： 事務局分かりますか。

事務局： 営農センターやJAの職員といった知見を有する試験研究機関が意見書を出すことになっていますが、化学物質とかそういった部分まで記載した意見書の提出は求められていないと考えます。

議 長： パネルの中に鉛やヒ素が含まれるため、産廃処理する時には管理型の産廃処理場でないと処理できないことになっているようですが、パネルは周りが完全にシーリングしてあり、パネルそのものから重金属等が漏出する可能性は非常に低いと聞いていますので、問題は発生しにくいと判断しています。

大草委員： やはり、人間が作ったものというものは劣化してきますので、将来的には、例えばパネル設置から5年、10年経ったら、これをチェックするよというものを示してもらいたいです。新しいものというのはこれからですから、こういうチェック項目があったら私たちも安全かなと思います。

議 長： 各メーカーによって作り方が若干違っているようです。今のところ、問題は発生しないだろうという判断です。

富永委員： 詳しくは分かりませんが、牧草を肥培管理して、周りに牛を数頭放し飼いされるようです。

議 長： どういう管理をされるのかよく分かりませんので若干不安がありますが、申請者は既に牛を飼っておられますし、しっかりした経営もしておられますので。他に質問ありませんか。それでは採決に入ります。小野地区の本件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、137番は許可します。事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は3ページの上から5番目と6番目の楠地区の議案、138番と139番について説明します。138番に訂正表のとおり訂正があります。いずれの議案も、事前質問はありませんでした。また、基準書に記載のとおり、いずれの議案も立地及び一般基準の許可要件はすべて満たしています。

議 長： 楠地区の2件について、質問、意見等ありますか。
私は、1件目について農機具倉庫と収穫した農産物の貯蔵庫がほしいという話と聞いていますが、阿部委員は何か聞いておられますか。

阿部委員： 空家を潰して、隣接している畑と併せて、そこに家屋と駐車場を造られると聞いています。

議 長： 既にトラクターと汎用コンバインを購入しておられ、大豆を収穫してJAで乾燥させて、乾燥できた物を貯蔵して、これらを利用して健康食品を作られるとのことです。

事務局： 今回の申請では、目的は農業用倉庫となっており、貯蔵庫は申請内容には含まれていません。

議長： これからの予定はいろいろ考えられているようで、農地もまだ拡張したいという意向です。

大草委員： 農業用倉庫は、機械を入れたり、農産物を保存したり、両方できるものではないですか。

議長： 両方できます。

大草委員： そうですよ。農機具の保管もでき、生産した豆を乾燥させてもOKですね。

議長： そうです。また、従業員の休憩所も必要と聞いています。女性の従業員が多いのでトイレ等も必要になってきます。

事務局： 倉庫の用途について、貯蔵庫として使いたいという内容は今回の申請書には書かれていませんでした。

大草委員： 貯蔵庫として利用はされないのでしょうか。

事務局： 事業計画書には、トラクター等農業具となっています。

議長： はい。分かりました。

議長： 採決に入ります。楠地区の2件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 次に、議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について上程します。事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は4ページ、農地法第3条の許可申請が3件あります。東岐波地区の議案26番、西岐波地区の議案27番、小野地区の議案28番について説明します。なお、27番について、代表者の変更届が提出されています。

いずれの議案も、事前質問はありませんでした。申請内容は議案書に記載のとおりです。事務局で申請内容及び事務局所管台帳と照合した結果、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長： 本件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議長： 採決に入ります。本件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、26番、27番、28番は許可します。

次に、議案第4号、非農地証明申請について一括して上程します。事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は5ページから6ページ、67番から73番までの7件あります。
いずれの議案も、事前の質問はありませんでした。申請地の現況は議案書に記載のとおりです。

議長： 本件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議長： 採決に入ります。本件について議案書記載のとおり証明することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、全件について承認・証明することとします。
次に、議案第5号、農用地利用集積計画(案)の審査について上程します。事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は7ページから15ページです。
本件について、事前質問はありませんでした。農業経営基盤強化促進法に基づき、農地の貸借による利用権の設定の審査で、内容は議案書記載のとおりです。

議長： 本件について、質問、意見等ありますか。

(質問意見なし)

議長： 採決の前に該当地区ごとに取りまとめたいと思います。
東岐波、厚東、二俣瀬、小野、船木、万倉の委員さん、よろしいでしょうか。

(各地区委員異議なし)

議長： 分かりました。それでは採決します。
本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第5号は原案どおり決定します。
次に、議案第6号、農用地利用配分計画(案)の意見について上程します。事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は16ページから18ページです。該当農地の貸付先への配分について意見を求められています。
これは、令和4年11月総会で中間管理機構であるやまぐち農林振興公社に管理権が設定されており、中間管理機構が管理権を有する農地について、権利設定を行う場合は農業委員会の意見を聞くこととされていることに伴うものです。

議長： 本件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議長： 東岐波、二俣瀬の委員さん、よろしいでしょうか。

(地区委員異議なし)

議 長： それでは採決に入ります。本件について、「意見なし」として、回答することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 付議事項は終わりました。
次に報告事項に入ります。事務局、説明をお願いします。

事務局： 総会報告事案は2件あります。順に説明します。
報告第1号、議案書は19ページと20ページです。
小野地区の農地の賃貸借の合意による解約の通知があった旨の報告です。
次に、報告第2号、議案書は21ページです。訂正表のとおり訂正があります。
農地法施行規則第29条に該当する転用について、西岐波地区に所在する農地所有者から届出がありました。
隣接する農地の宅地分譲に伴い、境界に62㎡の畦畔を設置するもので、転用目的が200㎡未満の農業用施設に該当することから受理するものです。

議 長： ただ今の報告事案について質問等はよろしいですか。これら報告事項であり了解いただきたいと存じます。
事務局から連絡等はありませんか。

(事務局から、次回日程及び宇部市への要望に対する回答について連絡)

議 長： すべての議事、報告が終わりました。
これを持ちまして、12月定例総会を閉会します。

(10:43 終了)